

〇ふじみ野市個人情報保護条例

平成17年10月1日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号)第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。
- (7) 事業者 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、市民等の基本的人権に対する侵害を防止するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職を含む。以下同じ。)は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いについて厳正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、条例により保障された権利の行使を正当に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(個人情報の保管等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は正当な行政執行に関連してその権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 犯罪に関する個人情報
- (3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報の保管等を行わないことが適当であると認めた個人情報

(業務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容

- (4) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(収集方法の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接これを収集しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 公表された事実であるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。
 - 3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。
 - 4 本人又はその代理人により、法令等の規定による申請その他これに類する行為が行われたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正維持管理)

- 第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持及び管理を行うために、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- (1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新なものとすること。
 - (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。
 - 2 実施機関は、管理している個人情報が必要でなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
 - 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報取扱責任者を設置しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第10条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超えて個人情報の利用(次項において「目的外利用」という。)をし、又は実施機関以外のものに対して個人情報の提供(次項において「外部提供」という。)をしてはならない。
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めたとき。
 - 3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。
 - (1) 目的外利用等を行った個人情報の記録の名称
 - (2) 目的外利用等を行った理由
 - (3) 目的外利用等を行った個人情報の記録の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
 - 4 実施機関は、第2項第3号の規定により目的外利用等を行ったときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に通知しなければならない。

(電子計算組織の結合の禁止)

- 第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。
 - 2 実施機関は、前項ただし書の規定により通信回線等による結合を行った場合において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすと認めたときは、直ちに通信回線等の一時停止等の措置(当該通信回線等の切断を含む。)をしなければならない。
 - 3 実施機関は、前項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合において、接続先機関

の電子計算組織が個人情報の保護のために必要な措置を講じていると認められるときは、当該通信回線等を復旧することができる。

- 4 実施機関は、第2項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合は、必要な事項を審議会に報告しなければならない。

(開示の請求等)

第12条 市民等は、実施機関に対し、実施機関が管理している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧又は写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人又は実施機関が特別の理由があるものとして規則で定める代理人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

- 3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

- (1) 個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であつて、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (2) 本人に開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務執行が著しく妨げられると認められるもの
- (3) 未成年者等の法定代理人等による開示請求がなされた場合であつて、開示することにより、当該未成年者等に不利益が及ぶと認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

- 4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号又は次条各号のいずれかに該当する自己情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該自己情報の開示をしなければならない。

- 5 実施機関は、第3項各号又は次条に該当する自己情報であっても、期間の経過により、当該自己情報が第3項各号及び次条各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該自己情報の開示をしなければならない。

- 6 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示することができない個人情報)

第13条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている個人情報記録されているときは、当該個人情報の開示をしないものとする。

(訂正を請求する権利)

第14条 市民等は、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該記載の訂正を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除を請求する権利)

第15条 市民等は、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(中止を請求する権利)

第16条 市民等は、実施機関が第10条第1項又は第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又はしようとしてしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、中止の請求について準用する。

(請求方法)

第17条 第12条第1項の規定による自己情報の開示、第14条の規定による自己情報の記載の訂正、第15条の規定による自己情報の削除又は前条の規定による自己情報の目的外利用等の中止(以下「自己情報の開示、訂正等」という。)を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報の記録の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 自己情報の開示、訂正等を請求しようとする者は、自己が当該請求に係る自己情報の本人又は法定代理人等であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、請求した者(以下「請求者」という。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の場合において、請求に係る自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報の記録が期間の経過により開示できるものであって、かつ、開示することができる期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

(開示等の実施及び方法)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報(磁気テープその他これに類するものについては、当該自己情報から出力又は採録したもの)の開示をしなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示をすることができる。

3 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人等であることの確認を受けるために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、前条第1項の規定により請求に係る訂正、削除又は目的外利用等の中止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記載の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

(手数料等)

第20条 自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、前条第1項及び第2項の規定により開示を受けた文書の写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び郵送に要する費用は、請求者の実費負担とする。

(不服申立て)

第21条 請求者は、第18条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(事務の委託)

第22条 実施機関は、個人情報の処理業務を外部に委託しようとするときは、当該業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(平18条例18・一部改正)

(受託者の義務)

第23条 受託者は、受託した業務(以下「受託業務」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する受託業務に従事している者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

(指定管理者の義務)

第24条 指定管理者は、公の施設の管理の業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する管理の業務に従事している者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

(平18条例18・追加)

(出資法人の義務)

第25条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(平18条例18・旧第24条繰下)

(国等への要請)

第26条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(平18条例18・旧第25条繰下)

(検索資料の作成等)

第27条 実施機関は、個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平18条例18・旧第26条繰下)

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、毎年度、この条例による自己情報の開示、訂正等の運用状況を公表するものとする。

(平18条例18・旧第27条繰下)

(他の制度等との調整)

第29条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により自己情報の開示、訂正等の請求ができる個人情報については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が市民の利用に供することを目的として管理している個人情報記録されている文書、図書等については、適用しない。

(平18条例18・旧第28条繰下)

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例18・旧第29条繰下)

(罰則)

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第23条第1項の受託業務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

4 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平18条例18・旧第30条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、合併前の上福岡市及び大井町(以下これらを「合併関係市町」という。)から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併関係市町において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までに、合併前の上福岡市個人情報保護条例(平成9年上福岡市条例第20号)又は大井町個人情報保護条例(平成16年大井町条例第17号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第1項の規定中「を開始しようとするときは、」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。

6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。